

総第 67 号

安八町移住プロモーション動画等制作業務委託  
企画提案仕様書

安八町 総務課

# 安八町移住プロモーション動画等製作業務委託仕様書

この仕様書は、安八町（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する「安八町移住プロモーション動画等制作業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

## 1. 業務名

安八町移住プロモーション動画等製作業務（以下「本業務」という。）

## 2. 業務目的

安八町では、安心して子育てができ、豊かな自然と交通利便性を備えた住みやすいまちづくりを推進している。

本業務は、安八町の住環境、子育て支援策、地域資源等の魅力を効果的に情報発信し、移住希望者や二拠点生活希望者に対して安八町での新たな暮らしの可能性を感じてもらうことを目的として、移住促進に寄与するプロモーション動画等を制作するものである。

## 3. 業務内容

乙は、本業務の目的及び安八町の特徴や魅力を理解し、業務を行うものとする。

制作に関する業務内容は以下のとおりであるが、取材対象者・取材スポット・時期など、業務における重要事項は甲と協議のうえ、決定すること。

### （1）全体の構成

- ・安八町の特徴や魅力が分かりやすく伝わる動画構成とすること。
- ・視聴者が、地域での暮らしを連想することができ、地域での暮らし自分が分かりやすく伝わる動画構成とすること。
- ・多くの視聴者の興味・関心を誘引するような、インパクトの強い、記憶に残るデザイン・動画構成とすること。
- ・聞こえに不自由のある方への配慮として、動画は字幕を付すること。

### （2）視聴者の想定

- ・主に首都圏域及び関西圏域に在住している20代から40代の働き世代を視聴者として想定する。

### （3）構成内容

- ・安八町の特徴や魅力を最大限活かしつつ、年間を通して使用できるものとすること。
- ・「2. 業務目的」遂行のため、複数年使用可能なものとすること。

### （4）撮影

- ・制作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とする。

- ・視聴者的心をつかむような映像に仕上げること。
- ・撮影場所、撮影時間等を工夫し、必要となる調整及び撮影許可等の各種手続は、乙において行うこと。
- ・出演者は、最終的に町と協議の上決定すること。また、権利処理等の手続きを乙において実施し、肖像権等の問題が発生しないようにすること。

#### (5) 規格

- ・数量・種類は、最低限次のとおりとする。

	動画内容	時間	本数
①	移住プロモーション動画	5分程度	1本
②	①で制作した動画のショート版	1分程度	1本
③	①をSNS用に編集した動画	30秒程度	5本
④	プロモーション動画のメインイメージとなる写真（以下「メインイメージ写真」という。）		20枚程度
⑤	SNS撮影用モニュメント		1式
⑥	プロモーションマップ A3サイズ フルカラー デジタルデータ		10,000部

- ・動画等①②について画面縦横比を16：9とする。動画等③についてはスマートフォンで再生することを踏まえ縦型とする。
- ・動画等①～③の解像度はフルハイビジョン以上とする。
- ・動画等④はデータで提供することとし、JPEG方式とする。

#### (6) 編集

- ・動画等①には、日本語字幕を挿入すること。
- ・BGM等音楽素材の使用に際しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が生じないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続は乙にて行うこと。安八町イメージソング『パチパチ安八』の使用も可とする。
- ・(5) 規格表中記載の動画①～③のいずれについても、映像・ナレーション・テロップ等内容の一切について、甲における内容確認及び修正指示の機会を2回以上設けること。

#### (7) 成果物

- ・再生用

　　動画等①を記録したDVD 3枚

- ・ウェブアップロード用

　　フルハイビジョン形式の動画データ及びモバイル等での使用を想定し軽量化した動画データ、テキストデータ、その他、動画作品に使用した全データを納

- ・納品書類  
　　・SDカード1枚  
　　・動画等④を納めたDVDカード1枚
- (8) 納品
- ・納期　　令和8年3月31日(火)
  - ・納品場所 安八町役場 総務課  
　　安八町氷取161番地

#### 4. 運営管理

乙は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、甲への状況報告（打ち合わせ記録・協議書の作成）等）を徹底すること。

#### 5. 留意事項

- ア 成果物の所有権、著作権、利用権は、甲に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は乙が負うものとする。
- イ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、甲に損害が生じた場合には、その損賠を賠償しなければならない。
- ウ 甲は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、SNS、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により公表（公開、放送等）することができることとする。
- エ 甲は、乙の承諾を得た場合に限り、安八町の移住の魅力を広く紹介・PRすることを目的に成果物を加工・編集することができる。
- オ 甲は、成果品を、安八町の移住の魅力を広く紹介・PRすることを目的に、成果物を二次利用する場合がある。
- カ 甲が認めた第三者が、安八町の移住の魅力を広く紹介・PRすることを目的に、成果物を二次利用する場合がある。
- キ 業務完了後に、乙の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、乙は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は乙の負担とする。
- ク この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、乙は甲と協議を行うこと。